

全日本柔道連盟公認 柔道指導者資格制度とは

指導者資格の種類

A	B	C
資質	指導者を指導する技能レベル	指導に必要な基礎的レベル
年齢段位年限	24歳以上 五段以上 B取得後2年以上 上の指導歴	22歳以上 四段以上 C取得後2年以上 上の指導歴
大会等資格	国内外での指導者向け講習会の講師	全柔連等主催全国大会での監督
取得方法	中央講習会を受講し、資格審査試験に合格	都道府県講習会 を受講し資格審査試験に合格
更新方法	4年に1回中央講習会を受講	2年に1回都道府県講習会を受講

全日本柔道連盟では柔道指導者のさらなる資質向上と正しい普及発展を目的として、平成20年に指導者養成プロジェクトを立ち上げました。そして日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的信用を高め、地位を確保する事を目的に、平成23年度より柔道指導者資格制度を完全導入することになりました。

本制度は、すべての指導者が資格取得によってその指導力を証明するとともに、定期的な更新講習を通じて継続的な指導力向上を行うものです。平成25年度からは資格の取得は複数日にわたる講習会の受講と審査試験を経ることが必要となりますが、平成24年度までの現役指導者については、これまでの指導経験を考慮し、かつ現場での混乱を避けるために特に移行措置を準備しました。

多様化する現代においては、指導者に求められる役割と責任がますます大きくなっています。多くの指導者が公認資格を取得し、継続的に研修活動を行うことで、多くの知識を得て、経験を言葉にそして知識を知恵に変換してより良い指導を行って頂きたいと思います。

本リーフレットは公認指導者制度とその移行措置について周知する目的で作成しましたので、該当する皆さんは、ぜひ内容を理解し、平成24年度中に申請を終えるようにしてください。

*指導者資格に関する質問は全柔連ウェブサイト(<http://www.judo.or.jp>)か、各都道府県柔道盟までおたずねください。

公益財団法人 全日本柔道連盟
〒112-0003 東京都文京区春日1-16-30講道館内
TEL:03-3818-4199 FAX:03-3812-3995
<http://www.judo.or.jp>

平成25年度からのすべての指導者は資格が必要になります



全日本柔道連盟

全日本柔道連盟 公認指導者資格制度 (移行措置)

「教師は常におのれの修養を努めなければならぬ」
(嘉納治五郎)



◆大会監督の制限は平成28年度より実施します

移行措置

すでに指導者として活動実績がある者は、平成24年度中に以下の手続きを踏むことで指導者資格の申請を行うことができます。

移行措置の資格認定

柔道指導者講習会を受けた申請者について、下表の基準を基にA～C区分のいずれかを決定します。

区分	A	B	C
年齢	24歳以上	22歳以上	20歳以上
段位	五段以上 (女子四段)	四段以上 (女子参段)	参段以上*
必須条件	4年以上 継続的指導	3年以上 継続的指導	1年以上 指導経験

- Q 資格がなければ指導できなくなるのですか？**
A 資格がないと指導者登録ができません。今後は審判ライセンスと同様、指導者も資格の有無や区分で評価されていくでしょう。また大会監督や講習会講師の選出の条件にもなります。
- Q 移行期間に申請できないときはどうなりますか？**
A 平成25年度から実施される資格講習会と審査試験を受けなければなりません。
- Q 仕事の都合で移行措置の講習会に参加できないときはどうすればよいですか？**
A 複数回開催する県もありますし、他県の講習会に参加することも可能です。

- Q 簡単な講習会のみで資格を与えて大丈夫なのでですか？**
A すでに指導実績があるので最重要な講習のみで認定しますが、定期的な講習受講を通じて継続的に技量を磨いてもらいます。
- 平成24年度中に条件を満たし、申請を行うこと
- ↓
- 4～2年ごとの講習受講で更新**
- 平成25年度は、新制度による指導者登録を行ってください（登録は毎年必要）

*女子のCは平成27年度までの参段取得が条件です

審査は都道府県資格審査委員会の推薦を経て全柔連資格審査委員会で決定します。

定期的な講習を通じて継続的に指導力を磨き続けます